

2014.10.10 発行

発行人 永沢晃
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

第21回通常総会開催さるー出資金返還を決定 全ての議案を満場一致で可決

東京税財政研究センターの第21回通常総会は、8月25日(月)、御茶ノ水全労連会館で午後1時から開催されました。

今総会は昨年総会の賛助会員制度廃止決定を受けた最初の総会。総会の成立には全会員の過半数の出席（委任状を含む）が必要。理事会では事前の呼びかけを重視しました。その結果、出席会員55名（昨年41名）委任状34名の出席があり、すべての議案が満場一致で可決されました。

冒頭、永沢理事長が挨拶に立ち、今回の総会がセンターをより開かれた組織として発展させるために、センター参加者すべてが会員となった最初の総会であること。取り巻く情勢が安倍政権のもとで、特定秘密保護法、集団的自衛権行使容認、武器輸出三原則の変更、辺野古基地建設強行、原発再稼働など日本の平和と民主主義に危機をもたらす危険な方向の中にある。財政においても4月からの消費税率8%へ引き上げ、更に10%への引き上げをうかがうなどの庶民増税を強化する一方、法人税の減税をもくろんでいる。これらの悪政に立ち向かうため、センターの研究を一段と強化していかなければならぬと強調しました。

出資金の全額返還を決定

昨年の総会決定に関連し、今総会では旧正会員からの出資金を、センター一定款、運営規則を改定し総会終了後速やかに全額返還することを決定しました。(手続き等別掲)

特別講演に熱氣

特別講演は「国税通則法改正と納税者の権利のあり方」と題し、立命館大学法学部教授・望月爾氏（写真下）が質疑応答も含めて約2時間半にわたり講演。納税者権利憲章制定に向けて今後の課題を解り易く解説しました。

総会終了後、同会場で開かれたレセプションには、講演した望月先生を含め40名が参加しました。この場では、昨年税務署を退職して入会し新しく理事に就任した山口潤一郎会員が紹介され、決意を述べなごやかに全日程を終了しました。

東京税財政研究セミナー





新役員紹介

會計監查

理事長 副理事長 專務理事 理事 事理

木金渡吉山梁福八平野内須鈴佐坂近工熊加大大石飯浅青青石本武角小岡永
内井辺田口木田代野坂藤藤木木村藤藤澤瀬野山井島井木木塚川田谷田沢
清桂久潤三悦 正誠 陽 時武勝清通 裕健優輝健幹國 啓豊俊
隆吉子夫郎郎雄司元史弘子昴輝春美秋夫豊寛正二夫子光男雄雄等一作明晃

第51回「公開講座」開催！11/12(水)

—ハイブリット調査など変化する調査体系の動向とその対応—

第51回公開講座は、例年に比べ開催時期を1ヶ月繰り下げ、準備時間を十分に取って満を持し、以下の要領で開催します。

第51回「公開講座」

1. 日 時 2014年11月12日(水)PM1:00～
2. 会 場 全労連会館 (JR・地下鉄御茶ノ水)
3. テーマ • 平成26事務年度の事務運営にあたって特に留意すべき事項
• 相続税改正と税務調査
• 今後の税務調査の動向
—「実地調査以外の手法」等の問題点とその対応—
4. 会 費 センター会員と関係者 3,000円
会員外 5,000円
5. 資料代(別途購入の場合) 1,500円
6. 申 込 別紙申込書にて 11月10日まで

調査手法、模索する当局

昨年1月からの改正通則法に基づいた調査実施で、課税庁では実地調査件数の減少(前年実績の約4割減)が見られ、情報公開資料を見てもこれに対する危機感を募らせていることは明らかです。

その為、実地調査によらない接触の割合をどう高めるか模索しています。今年に入って目立って多くなった「文書確認」「文書照会」「来署依頼」。中には「提出(来署)しない場合は実地調査に切り替える」など脅迫まがいの文書を送付したり、「帳簿をもって来署せよ」(机上調査)と改正法の埒外といわんばかりの調査が行われています。

今回はこれらの調査手法の問題点を明らかにし、これに対する対応の仕方を解明することを中心的なテーマとしています。

相続税増税にどう立ち向かう

さらに、庶民増税の一環として基礎控除額が削減されて相続税の課税対象者が拡大される問題では、改正相続税法の詳細、更にこれに基づく税務

調査への対応を考える、という課題にセンター研究部会「資産税部会」と今年退職しセンターに入会した会員(元資産税部門職員)=発表者が協力して挑戦します。税務調査現場の生々しい経験に基づく分析を大いにご期待ください。

また、平成26事務年度の国税庁の事務運営の基本について通達した文書「平成26事務年度の事務運営にあたって特に留意すべき事項」(特留事項)が開示され、これに基づいて特に「課税部門」「徴収部門」について概要をお伝えします。今後の課税庁の方向や動きを知るうえでは重要なものです。

改正された通則法の下で実地調査が行われて1年半余、課税庁側、納税者側(特に税理士)それぞれ様々な問題が指摘されています。問題点を整理し、次への発展の道筋を見つけだすことは、税務行政の公平・透明化、納税者の権利擁護のためには重要な課題です。是非、会員はもとより事務所職員、会員外税理士もおさそいの上ご参加ください。

「出資金」の返還について

昨年の通常総会で「賛助会員」制度が廃止されました。この時点ではそれまでの旧会員の「出資金」は預りとしてセンターが管理することになりました。これまでセンターが管理することになりました。これまでセンターを全額返還することとしました。これまでセンター資金を支えていただきましたことに深く感謝いたします。今年の通常総会で定款、運営規則が改定され、「出資金」を支えていただきましたことに深く感謝いたします。今年の通常総会で定款、運営規則が改定され、「出資金」を全額返還することとしました。これまでセンター資金を支えていただきましたことに深く感謝いたします。段取りは、今月ご案内を差し上げ、皆様から振込口座についてご回答をいただいた後振り込みます。(振込料はセンター負担)

なお、この時点でお手元の「出資証券」は無効とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

米国納税者権利憲章 をめぐる最近の動向

はじめに

2014年6月10日、ジョン・コスキネンIRS長官は、10項目からなる納税者権利憲章(Taxpayer Bill of Rights、TBOR)を新たに正式な法的文書として採択した。これは、ニーナ・オルセン全米納税者擁護官の「2013年度年次議会報告」での勧告を完全に受け入れたものである。

1. 従来の納税者権利憲章の何が問題だったのか

米国納税者権利憲章は、1988年、議会の立法により制定され(TBOR1)、その後、1996年、1998年の改正により、現在は、TBOR3が施行されている。納税者の権利に関しては、米国内国歳入法典(IRC)が、多くの実質的で本質的に重要な権利を規定している。しかし、これらの権利規定は、膨大な分量のIRC全体に散在しており、権利だけを体系的に示したものではなかった。その結果、2012年の納税者擁護局(TAS)の調査が、米国の納税者のうち納税者の権利について具体的に知っていたのは、11%であったと指摘するよう、法定されている納税者権利憲章の内容は、納税者にほとんど理解されていなかった。IRS職員も十分な知識を持っていなかったことも、容易に推測される。

TASは、2007年以後、IRSに対し、法定されている納税者の権利を合衆国憲法の権利憲章のように10個の「納税者権利憲章」として採択するよう継続して勧告をしてきた。体系的な法的文書としての納税者権利憲章の制定は、納税者だけではなく、税務職員にとっても有効だからである。

2. 紳税者権利憲章の制定(従来の宣言の成文化)

今回、IRSが納税者権利憲章を正式な法的文書として制定したことにより新たに納税者の権利が増えではない。IRCに定められている納税者の権利を10項目の法律的権利一覧として法律文書化したのである。法的文書化に留まらず、従来の「納税者としてのあなたの権利」にはなかった個々の権利がIRCのどの条文に根拠もその具体的な解説事例の中で明示されている。

10の権利とは、①知らされる権利、②品質の

高いサービスを受ける権利、③正確な税額を超えた納付を求められない権利、④IRSの見解に異議を唱え意見の聴取を受ける権利、⑤独立の公開の場でIRSの決定に対し行政上の不服を申し立てる権利、⑥終結させる権利、⑦プライバシーの権利、⑧守秘義務の権利、⑨代理を依頼する権利、⑩公平かつ公正な税制に対する権利である。また、新たに、①誠実である義務、②正確な情報を提供する義務、③記録を保持する義務、④適時に納税する義務、⑤礼儀正しくあるべき義務の「5つの納税者の義務」が付加されているが、これらは、いずれも社会規範ないし法定化されていることの確認規定である。

3. 今回の納税者権利憲章成文化の意義

IRSは、10の権利の周知のために、HP等において広報に努めるだけではなく具体的な事例を示し、納税者は、いつ、どのような権利行使できるかについて根拠条文を示した解説も公表された。このような解説は、従来は、なかったものである。また、その具体的な内容のうち多くの事例が租税徵収手続に関わるものであることに注目すべきであろう。

TASとIRSは、ともに、今回の納税者権利憲章の採択が、米国税務行政に納税者権利憲章の精神を生かすための第一歩であるとし、TASは、全ての納税者が権利憲章と納税者の権利の存在を知り、その適切な行使を行うことが最終目標であるとする。さらに、TASによって内国歳入便覧(IRS職員の業務執行ガイドライン)を納税者の権利の観点から全面的に見直すという目標が表明され、既に540項目余りについての見直し、改善案の提示がなされていることにも注目すべきである。

おわりに

今回、IRS内部にありながら独立した立場を保ち、議会に報告し、継続的に問題点を指摘、改善案を勧告する納税者擁護官制度が重要な役割を果たしたことは、明らかである。今後の米国納税者権利憲章をめぐる動向をさらに注視する必要があろう。

我が国に関しては、今回の国税通則法改正を納税者権利憲章制定に向けた第一歩ととらえるべきである。そして、包括的な納税者権利憲章制定に向けて更なる研究、検討、運動が必要である。その第一歩として、国税通則法以外の個別税法にも散在している納税者の権利保護(次ページへ)

(前頁より) に関する規定を一覧化し、不足している点を明らかにすることが重要であろう。また、その過程では、消費税増税下という現状を踏まえ、徴収手続における納税者の権利保護を図るために不可欠なことを検討することが、従来以上に求められよう。また、国税庁から独立した立場に立ち、法的基盤と十分なスタッフを有する税務オンブズマン制度の創設をも大きな目標とすべきだと考える。

(中西良彦・会員)

センター活動日誌

2014. 7. 6 日向民主商工会
7. 11 愛知県保険医協会
7. 24 埼玉県保険医協会
7. 31 神奈川県保険医協会(小田原)



(アンコールワット・カンボジア)

をしないまま、自発的修正で一六億円を追加納付、特損計上するとした。しかし、七月には発泡酒に変更して同名で再販。事実上認めたものと言えなくもない。もつとも、調査ではなく行政指導だったこともあり、追って更正の請求で追加納税額を回収する余地を残している。

問題は、メーカーに疑似ビールを工夫させてきた税制にある。酒税の税率は一K当たりアルコール一度がほぼ一万円の設定であるが、ビールは五%程度で二十二万円と高い。売れる酒類が高税率となっている。本物志向の下で、安く道を選択すべきだ。ビール党の主張である。

TAXMANZZ

- 8. 8 大阪 TC フォーラム
 - 8. 8 神奈川保険医協会（横浜）
 - 9. 30 長崎民主商工会
 - 9. 20～21 全商連税研集会
 - 4. 28 付 全国商工新聞
 - 9. 1 付 全国商工新聞

新入会員紹介

※ 會員

- ◎ 熊谷 邦雄
住 所 〒305-0074
つくば市高野台 3-8-29
TEL/029-838-1018 FAX/029-838-1018

事務所 同上

◎ 増山 満樹
住 所 〒213-0026
川崎市高津区久末 2050-6
TEL/044-755-7506 FAX/044-755-7506

事務所 〒244-0003
横浜市戸塚区戸塚町 3974-1-301
TEL/045-865-6097 FAX/045-865-2035

◎ 富宮 祥裕
住 所 〒232-0033
横浜市南区中村町 4-302
TEL/080-5049-7032

事務所 〒244-0003
横浜市戸塚区戸塚町 3974-1-301
TEL/045-865-6097 FAX/045-865-2035

飲むにつけ、アサヒドライはダメ、飲むなら
プレミアムモルツかエビスだ、ビールだと言う
なら米、コーン・スター・チなんかを混ぜ込むな、
と息巻くビール党である。「純粹令」をもって
いたドイツは、一五一六年四月二三日以来、原
料は麦芽とホップを守り続けている。
いまや、我が国も「プレミアムビール」市場
がヒートアップしている。他方、低価格を売り
にシェアを拡大してきた第三のビールは失速。
しかしそれは、アベノミクスによるものなどと
はいえない。本物志向が強まつたとみるべきだ。
サッポロは六月、第二のビール「極ZERO」
の販売を五月末製造分で終了すると発表した。
税率の安い第三のビールに該当しないのではと

ザ・コラム